



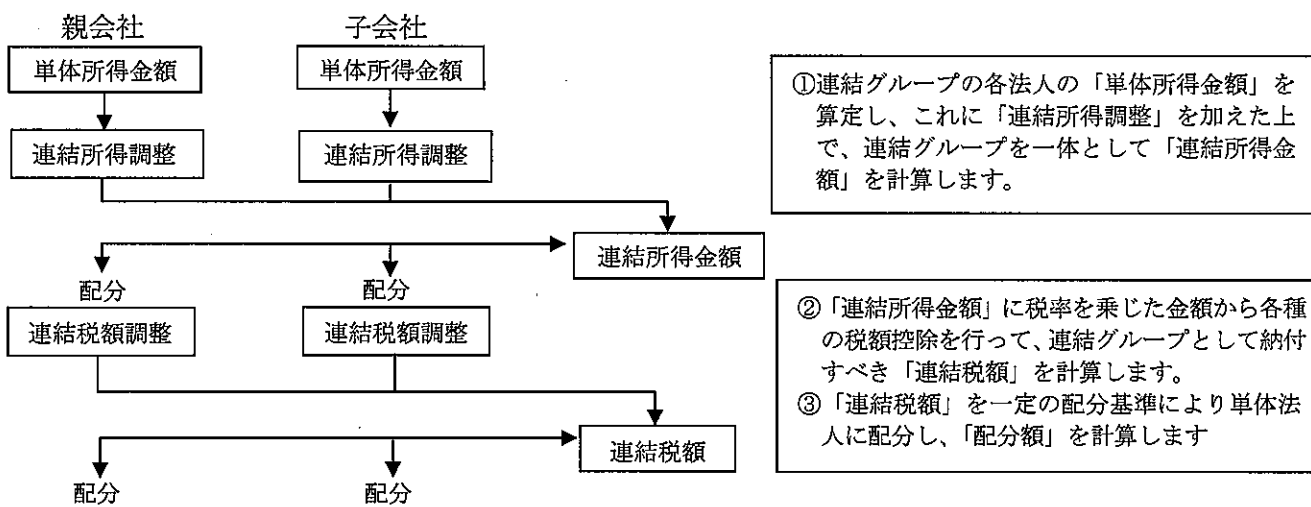
一 回 解 説

今回のテーマ

連結納税制度の仕組み

企業グループを一つの企業のようにみなし、法人税を課税する連結納税制度の導入を検討する企業が増えてきました。連結納税は上場企業のみに関係するものではなく、中堅・中小企業が連結親会社や連結子会社として参加する場合にも深く関係します。

1. 連結所得・連結納税の計算の仕組み



2. 連結納税開始事業年度の場合の計算事例

子会社の連結納税開始前欠損金の状況

	子会社B (特定連結子法人)	子会社C
平成23年3月期	500	400
判定	特定連結欠損金(※)	切捨て(※)

特定連結欠損金とは、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額のことをいい、当該子法人の所得金額を限度として連結納税における繰越控除の対象となります。

連結納税の場合

平成24年3月期	親会社	子会社A	子会社B	子会社C	連結納税グループ合計
控除前課税所得	1,000	▲300	200	100	1,000
繰越欠損金	0	0	▲200(※)	0(※)	▲200
課税所得	1,000	▲300	0	100	800
税金					(税率30%) 240
単体の場合の税金	300	0	0	0	300

3. メリットとデメリット

メリット	①連結グループ内の所得と欠損を相殺することにより法人税負担を軽減できる。 ②連結親法人の繰越欠損金に対しては制限がないため、連結子法人に課税所得が発生する見込みであるときはメリットがある。 ③親会社が協同組合等の軽減税率が適用される法人の場合、連結税率も当該親会社の軽減税率が適用できる。
デメリット	①連結子法人の連結納税適用開始前の欠損金は、一定の場合を除いて切り捨てられる。 ②連結納税の開始又は加入において時価評価課税が課される。 ③事務負担がかかる。